

3 がんとの共生

中 柱	小 柱 ・ 施 策	ページ
(1) 緩和ケアの 推進	① 緩和ケアの提供	80
	緩和ケア提供体制の充実	81
	緩和ケア病棟の整備	81
	② 緩和ケア人材の育成	82
	緩和ケア研修会の実施	83
	③ 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進	84
	在宅緩和ケアの推進	85
	円滑な在宅療養移行に向けた退院支援	85
	日常の療養支援	85
	急変時の対応	85
	患者が望む場所での看取り	86
	④ 緩和ケアの普及啓発	87
	緩和ケアに対する理解の促進	87
(2) がん患者への 支援	① 相談支援	88
	がん相談支援センターの充実	89
	がん診療連携拠点病院等による相談人材の育成	90
	各ライフステージに応じた相談支援	90
	希少がんに関する相談支援	90
	ピアサポートによる相談支援	90
	ピアサポーターへの支援	90
	がん相談支援センターの周知の強化	90
	県立保健福祉大学実践教育センターによる人材の育成	91
	小児・AYA世代のがんに関する相談体制の整備（再掲）	91
	② がん患者及びその家族に対する情報提供	92
	がん相談支援センターにおける情報提供	92
	がん患者支援情報の均てん化	93
	県ホームページを活用した情報提供	93
	③ がん患者団体等との連携	94
	県登録がん患者会の周知	95
	がん患者団体への情報提供	95
	がん診療連携拠点病院等における取組み	95
	（公財）かながわ健康財団によるがん患者団体等への支援	95
	④ 就労を含めた社会的な問題	96
事業者のがん治療と仕事の両立に関する理解促進	98	
医療従事者のがん治療と仕事の両立に関する理解促進	99	
就労支援の取組み	99	
県民のがん治療と仕事の両立に関する理解促進	99	
アピアランスサポートの実施	100	
妊孕性（生殖機能）の温存に係る取組み	100	
がん患者の精神面に対するケア	100	

中 柱	小 柱 ・ 施 策	ページ
(3) がんに対する 理解の促進	① がん教育の推進	101
	県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校での教員によるがん教育の授業実施	102
	外部講師を活用したがん教育の授業実施	102
	がん教育指導者研修の実施	102
	がん教育教材の充実	102
	(公財) かながわ健康財団による学齢期からのがんに対する理解促進	103
	② がんに関する知識の普及啓発	104
	メディアを利用した普及啓発	104
	その他広告媒体による普及啓発	104
	がん診療連携拠点病院等及び教育機関による普及啓発	105

(1) 緩和ケアの推進

緩和ケアとは、がんと診断されたときの精神的なつらさ、治療に伴う痛み、就業や経済的負担に対する不安等、がんの状態や治療時期に関係なく、がんと診断されたときから感じるからだところの痛みを和らげることであり、その対象者は患者だけでなく、その家族等も含まれます。

緩和ケアには、身体的・精神心理的・社会的苦痛を含めた全人的な苦痛に対するケアが求められ、がん患者が可能な限り自らの望む療養生活を送るためには、がんと診断されたときから、治療、在宅医療、相談等の様々な場面において緩和ケアが切れ目なく提供されることが重要です。

現在、がん診療連携拠点病院等を中心に、緩和ケアの提供や緩和ケア人材の育成が行われています。

在宅療養のニーズに応えるため、地域における医療と介護分野との連携強化が求められています。

二次保健医療圏	緩和ケア病棟を有する医療機関	緩和ケア病床数	二次保健医療圏	緩和ケア病棟を有する医療機関	緩和ケア病床数
横浜	昭和大学横浜市北部病院	25床	川崎南部	川崎市立井田病院	23床
	平和病院	16床		宮川病院	12床
	済生会神奈川県病院	12床		A O I 国際病院	28床
	横浜甞生病院	12床	相模原	相模原協同病院	12床
	神奈川県立がんセンター	20床	横須賀・三浦	衣笠病院	20床
	横浜市長市民病院	20床	湘南東部	湘南中央病院	16床
	国際親善総合病院	25床		湘南東部総合病院	32床
	横浜市立みなと赤十字病院	25床		藤沢湘南台病院	19床
	横浜南共済病院	20床	湘南西部	鶴巻温泉病院	25床
川崎北部	—	伊勢原協同病院		14床	
			県央	東名厚木病院	14床
			県西	日野原記念ピースハウス病院	22床
			計		412床

(平成30年1月31日現在)

① 緩和ケアの提供

【現状】

- ・ がん診療連携拠点病院等の多くは、がん患者の身体的・精神心理的・社会的苦痛等のスクリーニングを外来及び入院時に実施し、早期かつ適切にがん患者の状態を把握しています。
- ・ がん診療連携拠点病院等では、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、栄養士、臨床心理士等、多職種メンバーで構成される緩和ケアチームにより緩和ケアを提供しています。また、緩和ケア外来が設置され、通院中の患者に対して適切な緩和ケアを提供しています。
- ・ 積極的な治療を終えたり、または希望しない患者に対して、患者が抱える様々な痛みや苦しみを可能な限り和らげ、大切な時間を自分らしく過ごすことを目指した病棟である緩和ケア病棟が、県内 21 か所に整備されています。
- ・ 県立がんセンターでは、平成 26 年に、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等の専門的な緩和ケアを統括する機能や、緩和ケアの質を評価し改善する機能を有する「緩和ケアセンター」を設置しました。
- ・ 県がん診療連携協議会の緩和ケア部会では、相互訪問等の勉強会により各病院の緩和ケア提供体制の実態を把握し、評価した結果を部会で報告するなどといった取組みを行っています。
- ・ 患者やその家族に提供される緩和ケアの質については、病院間で格差があるなどの指摘があります。
- ・ 苦痛のスクリーニングによって患者の苦痛が把握できた場合でも、人員不足等の理由から、緩和ケアチームへつなぐ体制が機能していない病院もあります。
- ・ より多くのがん患者が大切な時間を少しでも家族と一緒に過ごせるよう、各地域における緩和ケア病棟の整備を促進する必要がありますが、まだ緩和ケア病棟が整備されていない二次保健医療圏があります。

【課題】

- ・ 苦痛のスクリーニング実施から緩和ケアチームへと円滑につなぐことができるよう、人材確保や育成も含めた院内の緩和ケア提供体制のさらなる整備・充実が必要です。
- ・ また、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、がん看護外来、リハビリテーシ

ョン部門、薬剤部門、栄養部門等の多職種による連携を促進することが必要です。

- ・ 緩和ケア病棟の整備については、緩和ケア病棟が未整備の二次保健医療圏を中心に、医療機関に対して整備を働きかけていくことが必要です。

【施策】

◇ 緩和ケア提供体制の充実

がん診療連携拠点病院等は、引き続き、がん診療に緩和ケアを組み入れた体制を整備・充実し、がん疼痛等の苦痛のスクリーニングを診断時から行うことで苦痛を定期的を確認し、迅速に対処します。

がん診療連携拠点病院等以外の地域のがん診療に携わる医療機関においても、がん診療に携わるすべての医療従事者が緩和ケアの知識を持ち、患者やその家族に対する積極的な働きかけを行う中で、緩和ケアチーム等の症状緩和の専門家に迅速につなぐ、または相談窓口を案内する体制整備を進めます。

県立がんセンターは、院内における連携を強化し、緩和ケアの機能を十分に発揮できるようにするため、「緩和ケアセンター」を適切に運営します。

県立がんセンター以外のがん診療連携拠点病院等においても、緩和ケアの質を評価し改善するなど、各病院の実情に応じて院内の体制整備に取り組みます。

県がん診療連携協議会は、緩和ケア部会において相互訪問等の勉強会を継続して実施するとともに、県内統一のチェック項目を設定するなど、各医療機関の緩和ケア提供体制を客観的に評価できる体制づくりを検討します。

◇ 緩和ケア病棟の整備

県は、緩和ケア病棟が未整備の二次保健医療圏を中心に、適宜、国の基金等を活用しながら、各地域における緩和ケア病棟の整備を促進します。

また、県内の緩和ケア病棟における運営状況等の実態を把握するため、定期的に現地確認を行います。

② 緩和ケア人材の育成

【現状】

- ・ がん診療連携拠点病院等では、緩和ケアに係る人材を育成するため、院内に留まらず、がん診療に携わる地域の医療機関における医師、歯科医師、看護師及び薬剤師等の医療従事者を対象にした緩和ケア研修会^{※1}を定期的に実施しています。
- ・ また、がん診療連携拠点病院等以外の医療機関でも、緩和ケアに係る人材育成の必要性・重要性を認識し、緩和ケア研修会を実施している医療機関があります。
- ・ 国は、がん診療連携拠点病院において「がん患者の主治医や担当医となる者の9割以上が緩和ケア研修会の受講を修了すること」を目標としています。この目標の達成度については、各がん診療連携拠点病院で差がありますが、県内の受講率は平均して85%（平成29年6月末時点）となっています。
- ・ また、国は、従前の「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（以下、「旧指針」という。）を平成30年3月31日で廃止し、平成30年4月1日から「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針について」（以下、「新指針」という。）を適用することとしました。
- ・ 新指針の大きな変更点は、e-learningの導入やプログラム内容の追加のほか、研修対象者について、緩和ケアに従事する医療従事者に加え、がん診療連携拠点病院が連携する在宅療養支援診療所、病院及び緩和ケア病棟を有する病院のすべての医師及び歯科医師も受講することが望ましいとされました。
- ・ 県は、緩和ケア研修会を主催する医療機関以外の医療従事者に対して参加を促すため、県内で実施される研修会の開催予定を県ホームページに掲載しています。

※ 1 緩和ケア研修会：がん診療に携わる医療従事者が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断されたときから適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的として実施する研修会。

【課題】

- ・ すべてのがん患者やその家族が緩和ケアを受けられるよう、がん診療に携わるすべての医療従事者のみならず、在宅療養支援診療所、病院及び緩和ケア病棟を有する病院のすべての医師・歯科医師が緩和ケアについて理解する必要があります。
- ・ がん診療連携拠点病院等は、県と連携し、がん診療に携わる地域医療機関や緩和ケア病棟を有する病院等に対して、積極的に緩和ケア研修会の受講勧奨を行う必要があります。
- ・ また、新指針に沿った緩和ケア研修会の開催にあたり、集合研修（ワークショップ等）のプログラム内容や実施方法に各病院の特色を出すなど、工夫を図る必要があります。

【施策】

◇ 緩和ケア研修会の実施

がん診療連携拠点病院等は、より質の高い緩和ケアを提供するため、緩和ケア研修会を定期的実施して、緩和ケアに係る人材の育成に取り組みます。

また、緩和ケア研修会を実施する際には、県と連携して、がん診療に携わる地域医療機関や緩和ケア病棟を有する病院等を対象に、積極的に受講勧奨を行います。

県は、がん診療連携拠点病院等との調整を図りながら、平成 30 年度内に、新指針に沿った緩和ケア研修会への移行を進めます。

また、緩和ケア研修会受講修了者一覧を県ホームページに掲載し、各医療機関における緩和ケアに係る人材の育成状況について県民に周知します。

③ 在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進

【現状】

- ・ 病気になっても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくことへのニーズについては、小児から高齢者まで世代を問わず高まっています。
- ・ がん診療連携拠点病院等は、在宅療養支援診療所や緩和ケア病棟を有する医療機関等と連携するためのカンファレンスを開催するなど、がん医療を切れ目なく提供するための体制を整備しています。
- ・ 今後、高齢化の進展により、医療に加えて介護サービスを必要とするがん患者の増加が見込まれています。
- ・ 地域の実情に応じて、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（「地域包括ケアシステム」）の構築が進められています。

【課題】

- ・ 在宅療養を希望するがん患者に対して、患者やその家族の意向に沿った医療を提供し、自宅等での生活に必要な介護サービスを提供するなど、医療と介護の両面からの支援が必要です。
- ・ これらのサービスの提供体制を確保するため、地域でがん診療を行う医療機関と在宅医療を担う医療機関、歯科医療機関、薬局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護ステーション、訪問介護事業所等の連携を推進していく必要があります。
- ・ また、24時間対応の訪問看護ステーションや、急変時に対応できる医療機関の確保が必要になります。
- ・ 在宅緩和ケアに精通した医療従事者が少ないことから、この分野における人材の育成が必要です。このため、がん診療連携拠点病院等で実施する緩和ケア研修会等に、地域の医療機関や歯科医療機関、在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション等の医師、歯科医師、薬剤師、介護従事者等も参加しやすい体制整備が必要です。

【施策】

◇ 在宅緩和ケアの推進

県は、がん診療連携拠点病院等と連携して、地域における緩和ケアの状況を把握するとともに、緩和ケアの提供体制について検討します。

がん診療連携拠点病院等は、各地域において緩和ケアを実施する緩和ケア病棟や在宅緩和ケアを提供できる診療所を把握するとともに、がん患者やその家族に情報を提供します。

また、地域における在宅療養支援診療所や訪問看護ステーション等の医療従事者のほか、薬剤師、介護従事者等が参加できる緩和ケア研修会等を実施します。

◇ 円滑な在宅療養移行に向けた退院支援（地域包括ケアの推進）

県及び関係機関は、退院元の医療機関と在宅医療を担う医療機関、歯科医療機関、薬局、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問介護ステーション、訪問介護事業所等の連携構築により、切れ目のない継続的な医療提供体制の確保を推進します。

◇ 日常の療養支援（地域包括ケアの推進）

県は、がん患者やその家族が身近に相談できる「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及啓発に取り組むほか、在宅医療に係る相談体制の充実等、がん患者やその家族の不安や負担軽減に向けた取組みを推進します。

◇ 急変時の対応（地域包括ケアの推進）

県は、在宅療養後方支援病院^{*1}と在宅医療を担う医療機関、訪問介護ステーション、訪問介護事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の連携構築を推進します。

※ 1 在宅療養後方支援病院：「◎ 許可病床が 200 床以上」で、「◎ 当該病院を緊急時の入院希望先としてあらかじめ届け出ている患者について緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受け入れることができる」病院であり、「◎ 入院希望患者に対して在宅医療を提供している医療機関と連携して3ヶ月に1回以上、診療情報の交換をしている」といった施設基準を満たす病院のこと。

◇ 患者が望む場所での看取り（地域包括ケアの推進）

県は、人生の最終段階における療養生活や治療について、がん患者やその家族が知識や関心を深め、自ら選択し決定できるよう、普及啓発を行います。

④ 緩和ケアの普及啓発

【現状】

- ・ 県及びがん診療連携拠点病院等は、ホームページや市民講座等により、緩和ケアの意義や必要性について県民に周知し、理解の促進を図っています。
- ・ 県は、前計画において「がんと診断されたときからの緩和ケア」として、治療が始まる前、診断時からの緩和ケアが必要であることについて普及啓発を図ってきましたが、緩和ケアがいまだに終末期のケアと誤解されている状況があるなど、周知が十分ではありません。

【課題】

- ・ 緩和ケアの意義や必要性について、がん患者を含む県民全体に周知し、理解を促進する必要があります。

【施策】

◇ 緩和ケアに対する理解の促進

県は、緩和ケアが治療後のものではなく、治療前、がんと診断されたときから必要であり、また、がん診療連携拠点病院等においてがんと診断されたときから緩和ケアを提供していることについて、県ホームページ等により引き続き周知を図ります。

県及びがん診療連携拠点病院等は、緩和ケアに対する県民の理解を促進するために、より効果的な周知方法を検討し、周知に取り組みます。

(2) がん患者への支援

がんと診断された場合、多くのがん患者やその家族は、精神心理的苦痛を感じ、病状や治療方法、仕事との両立、治療費、療養生活等について不安や疑問を持ちます。こうした不安や疑問に対応するため、がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院に「がん相談支援センター」が設置されているほか、ピアサポート^{*1}やがん患者団体等による取組みも行われています。

がんの生存率の向上に伴い、がん患者のニーズが多様化する中、がん患者の支援体制の充実が求められています。

① 相談支援

【現状】

- がん患者やその家族のがんに対する不安や疑問に対応するため、がん診療連携拠点病院等及び小児がん拠点病院に「がん相談支援センター」が設置されており、がんの治療や療養生活、こころの悩みや治療と仕事の両立、経済的な不安、治療による、妊娠・出産や性生活への影響等、様々な相談に対応しています。
- 県がん診療連携協議会では相談支援部会を設置し、がん相談支援センターにおける課題の共有や、研修による相談人材の育成に取り組んでいます。
- がん体験者が、がん患者やその家族に対して行うピアサポートについて、県は、NPO法人との協働により県内8か所で実施し、がん患者やその家族をサポートしています。
- また、独自にピアサポートを実施している病院もあります。

〔ピアサポート実施場所（平成30年1月31日現在）〕

二次保健医療圏	実施場所
横浜	横浜労災病院、ピアサポートよこはま、横浜市立市民病院、済生会横浜市南部病院
川崎南部	川崎市立井田病院
相模原	相模原協同病院
横須賀・三浦	横須賀共済病院
湘南東部	藤沢市民病院
県央	大和市立病院

- ・ 県では、がん患者やその家族が、身近な地域で必要に応じて適切に相談支援を受けられるよう、県ホームページや冊子により、がん相談支援センターやピアサポート実施場所について案内しています。
がん診療連携拠点病院等においても、院内掲示やホームページ、地域広報誌への掲載等により、がん相談支援センターの周知に取り組んでいます。
- ・ しかし、国が実施した平成 26 年の「患者体験調査」によると、がん相談支援センターの利用率は 7.7%となっており、相談支援を必要とするがん患者が、がん相談支援センターを十分利用するには至っていない状況です。
- ・ 小児がん患者に対する相談支援は、主に小児がん拠点病院である県立こども医療センターの「小児がん相談支援室」で行われています。
- ・ 県立保健福祉大学実践教育センターでは、「がん患者支援講座」を開催し、地域でがん患者やその家族を支える様々な職種を対象に、がんに対する専門的知識及び技術を実践的に伝える教育研修の機会を提供し、患者支援につながる人材育成を行っています。

【課題】

- ・ 相談件数が増加し、相談内容が多様化する中で、がん診療連携拠点病院等における相談支援体制の充実を図るため、相談支援人材のさらなる育成を進めることが必要です。
- ・ がん患者やその家族が、身近な地域で必要に応じて適切に相談支援を受けられる機会をさらに確保することが必要です。
- ・ 患者支援には様々な分野及び方法があるため、がん患者やその家族を支える人材の育成には、研修で取り扱う分野やテーマの拡充が必要です。

【施策】

◇ がん相談支援センターの充実

県は、がん患者の多様なニーズに応じた相談支援が適切に提供できるよう、がん相談支援センターの運営を支援します。

※ 1 ピアサポート：「体験を共有し、ともに考える」ことを意味するが、本計画におけるピアサポートには、「がんという病気を体験した人やその家族が体験を共有し、ともに考えることでがん患者やその家族等を支援していく活動」のことも含む。

◇ がん診療連携拠点病院等による相談人材の育成

県がん診療連携協議会は、がん相談に従事する人材を育成するため、相談従事者を対象とする研修を実施します。

がん診療連携拠点病院等は、がん相談従事者の資質向上のため、各病院の実情に応じて、がん相談従事者が、国立がん研究センターが実施する研修等へ参加しやすい環境の整備を図ります。

◇ 各ライフステージに応じた相談支援

県がん診療連携協議会は、小児・AYA世代から高齢者に至るまで各ライフステージに応じた相談を適切に行えるよう、他の専門機関等との連携も含めた必要な方策を検討し、体制整備を図ります。

◇ 希少がんに関する相談支援

県立がんセンターのがん相談支援センターにおいて、希少がんの診療実績について相談があった場合は、国立がん研究センターが構築した施設別がん登録件数検索システムを活用して適切に対応します。

県立がんセンター以外のがん診療連携拠点病院等では、がん相談支援センターにおいて県立がんセンターと連携し、検索システムを活用した相談に対応します。

◇ ピアサポートによる相談支援

がん診療連携拠点病院等は、多様化しているがん患者やその家族のニーズへの対応を進めるため、各病院の実情に応じて、ピアサポートの体制について充実を図ります。

NPO法人等は、がん体験者によるピアサポートの実施場所の増加に向けた取組みを行います。

◇ ピアサポーターへの支援

県は、(公財) かながわ健康財団等の関係団体等と連携し、ピアサポートに関する研修の実施等、県内で活動するピアサポーターへの支援について検討し、必要な取組みを実施します。

◇ がん相談支援センターの周知の強化

県及びがん診療連携拠点病院等は、市町村や地域の医療機関等と連携しながら、ホームページ、広報誌、リーフレット、ポスター、テレビ、

デジタルサイネージ等の多様な媒体を活用し、がん患者やその家族に対してがん相談支援センターの周知を図ります。

がん診療連携拠点病院等は、院内掲示等によりがん相談支援センターの利用方法等をごん患者やその家族に周知するとともに、主治医等の医療従事者が診断早期にごん患者やその家族へがん相談支援センターを説明するよう、院内医療従事者に対する周知にも取り組みます。

◇ 県立保健福祉大学実践教育センターによる人材の育成

県立保健福祉大学実践教育センターは、地域や職場でがん患者やその家族を支援する人材を育成するため、専門的知識及び技術を実践的に伝える教育研修を盛り込んだ「がん患者支援講座」を実施します。また、より幅広い分野において、がん患者の質の高い生活を支えることのできる人材の育成に貢献できるよう、講座で取り扱う分野やテーマの拡充を検討します。

◇ 小児・AYA世代のがんに関する相談体制の整備（再掲）

県は、県がん診療連携協議会と連携して、小児・AYA世代のがん患者やその家族に対して、小児がん拠点病院及びがん診療連携拠点病院等で相談支援を切れ目なく行うため、必要な方策について検討し、体制整備を図ります。

② がん患者及びその家族に対する情報提供

【現状】

- ・ 県では、県ホームページにおいてがん相談支援センターやピアサポート事業、県に登録しているがん患者会等の情報提供を行っています。
- ・ また、がん相談支援センターについて分かりやすくまとめたリーフレット（「がんでお悩みの方へ」）や、県内の住み慣れた地域での療養生活に役立つ情報をまとめた冊子（「がんサポートハンドブック」）を作成し、がん診療連携拠点病院等や県保健福祉事務所、薬局等を通じてがん患者等に配布するとともに、県ホームページにも掲載しています。
- ・ がん診療連携拠点病院等では、院内掲示やホームページ、地域の広報誌等を活用して、がん患者やその家族に向けて情報提供を行っています。
- ・ がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターでは、がんの病態や標準的治療法、セカンドオピニオン、地域医療機関のがん診療機能等の情報提供を行っています。
- ・ インターネットの普及により、病状や治療法等、がんに関する情報について、手軽に多くの情報が得られるようになった反面、科学的根拠のない不正確な情報が提供されている場合があります。

【課題】

- ・ がん相談支援センターや県ホームページ等を通じて、がんに関する様々な情報を提供し、がん患者やその家族の精神心理的不安を軽減することが必要です。
- ・ がん患者やその家族が、最新かつ科学的根拠に基づいた正しい情報を、どこに住んでいても容易に入手できるようにすることが必要です。

【施策】

◇ がん相談支援センターにおける情報提供

がん診療連携拠点病院等は、県がん診療連携協議会相談支援部会等において、がん相談支援センター間の情報共有を一層進め、がん患者やその家族に提供する情報内容の充実を図ります。

◇ がん患者支援情報の均てん化

県は、地域による情報格差が生じないように、がん相談支援センター等のがん患者支援情報の均てん化を図ります。

◇ 県ホームページを活用した情報提供

県は、県ホームページの内容を迅速かつ適切に更新し、常に最新のがんに関する情報を提供します。提供する情報は、科学的根拠に基づいた正しいものであるとともに、見た目や文章等、県民が見やすく読みやすいページとなるよう工夫します。

③ がん患者団体等との連携

【現状】

- ・ がん患者会やがんサロン等において、同じ病気や症状といった何らかの共通する患者体験を持つ人たちにより、お互いの悩みや不安の共有、情報交換等が行われています。また、がん患者のための様々な支援プログラムの提供や、社会に対する働きかけを行っているNPO法人等のがん患者団体もあります。
- ・ 県は、がん患者ががん患者会に参加し、同じ病気や経験を持つ人たちと支え合い、がんと向き合うきっかけが持てるよう、県ホームページにおいて県に登録しているがん患者会の情報を提供していますが、登録制度について周知が行き届いているとは言えない状況です。

〔 県内で活動しているがん患者会の登録団体一覧（平成 30 年 1 月 31 日現在） 〕

患者会「コスモス」	(公社)日本オストミー協会 神奈川支部	あけぼの神奈川
骨髄移植体験者の会 「TOMORROW」	(胃がん患者の会) アルファ・クラブ横浜会	横浜市港笛会
わいわいクローバーの会	横浜市大附属病院 小児科 おやこの会 さんふらわ	骨髄異形成症候群(MDS) 連絡会
ハートプレイス	NPO 法人 SpesNova	マリア・ビバーチェ
相模原協同病院 がん患者会 富貴草	湘南がんサロン Kokua(コクア)会	はまひるがお
ピンク・リボン・サークル	(一社)グループ・ ネクサス・ジャパン	がんサロン「ちゃのま」
頭頸部がん患者と家族の 会「Nicotto(ニコット)」	乳腺の会	中皮腫・アスベスト疾患・ 患者と家族の会「神奈川支部」

- ・ がん診療連携拠点病院等は、活動場所の提供等、がん患者団体等の活動に対する支援や協力をしています。
- ・ 県及びがん診療連携拠点病院等は、がん患者団体等と連携し、がん征圧に向けたイベントに対する支援や協力を行っています。

【課題】

- ・ がん患者が自分のニーズに合ったがん患者会に参加できるよう、がん患者会に関する情報をより入手しやすくすることが必要です。
- ・ がん患者の選択肢を広げるため、県の登録制度について周知を図り、登録患者会の数を増やす必要があります。
- ・ 県及びがん診療連携拠点病院等は、患者支援を充実するため、がん患者団体等との連携を強化することが必要です。

【施策】

◇ 県登録がん患者会の周知

県は、県に登録しているがん患者会について、県ホームページや冊子により周知を図ります。また、県の登録制度自体についても周知を行い、登録数の増加を図ります。

◇ がん患者団体等への情報提供

県及びがん診療連携拠点病院等は、がんに関する講演会やイベント等、がん患者支援に関する情報をがん患者団体等に提供します。

◇ がん診療連携拠点病院等における取組み

がん診療連携拠点病院等は、がん患者団体等の活動場所の提供をはじめとして、院内掲示スペースの提供やがん患者団体等が行う講座等への講師派遣等、がん患者団体等との連携協力体制の構築に積極的に取り組みます。

◇ (公財) かながわ健康財団によるがん患者団体等への支援

(公財) かながわ健康財団は、がん患者団体等に対して、情報交換や情報共有の機会を提供するなど、がん患者団体等同士との連携に対する支援に取り組みます。

④ 就労を含めた社会的な問題

【現状】

<就労支援>

- ・ 本県では、年間約 55,000 人が新たにがんに罹患しています。このうち働く世代とされる 20～64 歳が約 3 割を占め、その割合は年々増加している一方、がん医療の進歩により入院期間が短縮したことや、通院治療が増えたことにより、治療と仕事の両立が可能になってきています。
- ・ しかし、国が平成 25 年に実施したがん患者の実態調査では、がんと診断された後に依願退職や解雇により離職した人の割合は 34.6%と、平成 15 年の 34.7%と比べてほとんど変化していません。
- ・ 平成 27 年の厚生労働省研究班による調査では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した人が 4 割を超えています。
- ・ がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターでは、がん患者やその家族の就労に関する相談に対応しており、社会保険労務士による無料の就労相談が受けられる機会を設けている病院もあります。
- ・ 県及び県がん診療連携協議会では、がん相談支援センターにおいて就労の相談に対応する相談員の資質向上を目的として、県がん診療連携協議会の下部組織である相談支援部会等で相談会を実施しているほか、社会保険労務士による研修や勉強会を開催しています。
- ・ 平成 28 年 12 月に改正された「がん対策基本法」第 8 条では、事業主の責務として「事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとする。」と新たに規定されました。
- ・ また、国は「第 3 期がん対策推進基本計画」において、がん患者が安心して仕事に復帰できるよう、都道府県がん診療連携拠点病院等や関係団体、独立行政法人労働者健康安全機構との連携の下に「両立支援コーディネーター^{*1}」を育成・配置し、主治医等、会社・産業医、両立支援コーディネーターの 3 者による、患者への「トライアングルサポート体制^{*2}」を構築することとしています。

※ 1 両立支援コーディネーター：個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けたプランの作成支援、患者の相談支援及び主治医や企業・産業医と復職に向けた調整の支援を行う人材。

- ・ 県では、希望のあった企業や健康保険組合が実施する研修会等の場に向いて就労支援に関する説明を行っているほか、神奈川産業保健総合支援センターや神奈川労働局と連携して、事業所向けの就労支援研修を実施しています。
- ・ また、事業所向けのリーフレットを作成し、研修会等の場で配布するなど、事業者に対する両立支援の理解促進を図っています。

<就労以外の社会的な問題>

- ・ たとえば薬物療法による脱毛や皮膚障害をはじめ、がんの治療によって外見が変化することがあり、がん患者の中には外見の変化により周囲の視線が気になって自分らしい生活を送れなくなる人もいるといった問題もあります。
- ・ こうした外見の変化によるがん患者の苦痛を、医学的・技術的・心理社会的支援により軽減することを「アピアランスケア」と言いますが、具体的なアピアランスケアの方法については、がん治療のように定型化されていません。
- ・ 県立がんセンターは、こうした外見上の変化による影響にどのように対応していくか情報提供をしながら、専門相談員ががん患者の相談に対応するため、平成28年に「アピアランスサポートセンター」を設置しました。
- ・ また、がん治療によって子宮、卵巣、精巣等の生殖機能を失うことがあり、将来的に子供を持つことが困難になる場合があります。医療技術の進歩によって、精子や卵子、受精卵の凍結保存等の妊孕性^{※3}温存が可能となってきていますが、まだすべての患者に妊孕性温存に係る説明がなされるには至っていない状況です。
- ・ 国は、「第3期がん対策推進基本計画」において、がん患者の自殺の問題に取り組むことが求められるとしており、実態調査を行って効果的な介入のあり方を検討することとしています。
- ・ 本県における自殺者数は平成24年度から減少傾向にありますが、依然として年間1,200人あまりの方が自殺で亡くなっています。
- ・ 県では、健康問題等の悩みを抱えた方を対象にフリーダイヤルの電話相談を実施しているほか、こころの不調や自殺に傾くサインに気づき、声を

※2 トライアングル型サポート体制：病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整えるため主治医等、会社・産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型で患者をサポートする体制のこと。

※3 妊孕性（にんようせい）：妊娠や出産のしやすさのこと。

かけ、傾聴し、適切な相談機関につなぐことができる人材（ゲートキーパー）を養成する研修等を実施しています。

【課題】

- ・ がん患者が働き続けるためには、職場におけるがんに関する正しい知識の普及や、がん患者への理解及び協力が必要です。
- ・ がん診療連携拠点病院等では、がん相談支援センターで就労をはじめとした様々な相談が受けられることを、主治医、看護師等の医療従事者が認識し、がん患者に対して適切に案内していく必要があります。
- ・ 国が構築することとしている「トライアングル型サポート体制」は、新たな連携による取組みであることから、がん患者を含む県民をはじめ、がん診療連携拠点病院等の関係機関に対して、その仕組みや制度について普及啓発を図る必要があります。
- ・ がん患者が自分らしい生活を送れるよう、アピアランスに関する相談支援、情報提供が必要です。
- ・ 小児・AYA世代の人ががんと診断されたときは、治療を開始する前に、主治医等から妊孕性温存の説明をするとともに、患者の希望や状態に応じて、院内または対応可能な他の医療機関に紹介する体制が必要です。
- ・ 小児・AYA世代のがん患者が希望を持ってがん治療を続けるためには、がん治療の主治医と産婦人科医との間で密接な連携を図り、がん治療が最優先である中での妊孕性温存を検討する必要があります。
- ・ がん患者の精神面に対するケアについて、がん患者やその家族がこころの健康に関する悩みを抱えた場合に、必要に応じて適切な精神保健福祉サービスを受けられるように、こころの健康に関する相談窓口等を周知するなど、関係機関との連携を図る必要があります。
- ・ がん患者の家族や関係機関等が、がん患者のこころの不調や自殺に傾くサイン等に気づき、適切な精神保健福祉サービスにつなぐための仕組みづくりを進めていく必要があります。

【施策】

◇ 事業者のがん治療と仕事の両立に関する理解促進

県は、従業員ががんになった場合の治療と仕事の両立支援に対する事業者の理解を促進するため、引き続きリーフレット等による周知を図る

とともに、事業者向けの研修を実施します。

また、神奈川産業保健総合支援センターや神奈川労働局と連携しながら、事業所向けの就労支援研修を実施するほか、企業や健康保険組合の希望に応じて、企業や健康保険組合が実施する従業員対象の研修会等の場に出向き、就労支援に係る説明を行います。

県が認定する「神奈川県がん対策推進員」は事業所に戸別訪問し、従業員のがん検診の重要性と併せて、治療と仕事の両立について説明を行い、事業所における治療と仕事の両立に関する理解の促進を図ります。

県は、事業者が治療と仕事の両立支援に積極的に取り組めるよう、インセンティブを含めた新たな方策を検討します。

◇ 医療従事者のがん治療と仕事の両立に関する理解促進

県及びがん診療連携拠点病院等は、県がん診療連携協議会及び同協議会相談支援部会のほか、緩和ケア研修会等の医療従事者が集まる場を利用して、主治医や看護師等の医療従事者ががん患者に対して仕事の継続やがん相談支援センターにおける就労相談の対応等について、適切な助言及び案内ができるよう、医療従事者における治療と仕事の両立に関する理解の促進を図ります。

◇ 就労支援の取組み

県及び県がん診療連携協議会は、就労の相談を受けるがん相談支援センターの相談員の資質向上のため、社会保険労務士等の専門家による研修会や勉強会等を実施します。

がん診療連携拠点病院等は、各病院のがん相談支援センターにおいて、がん患者やその家族の就労に関する相談に対応します。また、社会保険労務士による無料の就労相談が受けられる機会を設けるなど、就労相談に係る取組みの拡大を検討し、実施します。

県は、国による「トライアングル型サポート体制」の構築及び実施が円滑かつ効果的に進むよう、神奈川労働局や神奈川産業保健総合支援センターと連携して、がん診療連携拠点病院等の医療従事者をはじめ、関係機関や広く県民に対して、国の「トライアングル型サポート体制」の仕組みや制度について周知し、理解促進を図ります。

◇ 県民のがん治療と仕事の両立に関する理解促進

県及びがん診療連携拠点病院等は、がん患者やその家族をはじめ、広く県民に向けて、がん相談支援センターで就労の相談ができること、希

望すれば社会保険労務士による相談を受けられることを、イベント等の機会を利用して周知します。

◇ アピアランスサポートの実施

がん診療連携拠点病院等は、アピアランスに関する相談に対応できるよう、院内の体制を整備し、相談に対応します。

県は、アピアランスに関する相談体制の向上や均てん化につながる方策について、県がん診療連携協議会等と連携して検討するとともに、がん相談支援センターの相談員やピアサポーターが最新の情報を取得できるよう、専門家による研修等の情報を提供します。併せて、広く県民に対し、県ホームページ等を通じてアピアランスケアについて周知を図ります。

県立がんセンターは、「アピアランスサポートセンター」について県民への周知を図り、多くのがん患者の相談に対応できるようにします。

◇ 妊孕性（生殖機能）の温存に係る取組み

県は、学会のガイドライン等を鑑みながら、県がん診療連携協議会等と連携し、がん診療連携拠点病院等において、小児・AYA世代のがん患者に対するがんの告知後、治療法を選択する前に、治療による妊娠・出産や性生活への影響について説明し、がん患者の希望や状態に応じて適切に対応できるよう、妊孕性温存の専門医及び専門機関との連携体制の整備を検討します。

◇ がん患者の精神面に対するケア

県は、県民が安心して、こころの健康に関する相談ができるよう、フリーダイヤルの電話相談を引き続き実施するとともに、こころに不調を抱える人や自殺に傾くサイン等に気づいて対応することができる人材（ゲートキーパー）を養成するため、研修を実施します。

また、こころに不調を抱えるがん患者や自殺のおそれがあるがん患者を適切に必要な施設またはサービスにつなぐことができるよう、がん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターに対し、県が精神面に対するケアとして実施している電話相談等の事業について周知します。

がん相談支援センターは、県ががん患者をはじめ県民に対して実施している精神面に対するケアの取組みについて理解し、こころに不調を抱えるがん患者や自殺のおそれがあるがん患者を、適切に必要な機関またはサービスにつなぎます。

(3) がんに対する理解の促進

県民が自ら率先してがん予防に取り組み、がん検診を受診するとともに、がん患者に関する理解を深めるためには、子どものうちから、がんに対する正しい知識を身につけることが重要なことから、がん教育の取組みが始まっており、今後さらなる推進が求められています。

また、がんに関する様々な情報はインターネット等により広く提供されていますが、情報のすべてが必ずしも正しいものとは限らないため、県として、科学的根拠に基づいた正しい情報を的確に提供する必要があります。

① がん教育の推進

【現状】

- ・ 学校では、保健体育等の授業の中で、喫煙防止や健康の保持増進・疾病予防の観点からの健康教育、食に関する教育等が行われています。
- ・ 県は、県教育委員会や県立がんセンター等と連携して、平成 25 年度に「神奈川県がん教育協議会」を設置し、中学校の保健学習において使用することを想定したがん教育の教材を独自に作成しました。
- ・ 作成した教材を活用しながら、平成 26 年度から文部科学省の「がんの教育総合支援事業」を受託して平成 28 年度まで 3 年間のモデル授業を実施しましたが、医師やがん患者・経験者等の外部講師の活用が十分ではありませんでした。そこで、平成 29 年度から「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」(平成 28 年 4 月、文部科学省)に基づき、外部講師を活用したモデル授業を行っています。しかし、教育側と医療側における視点の違いや外部講師との連携方法の未整備、統一的な教材の不足等により、授業の実施に係る調整に課題があることが分かってきています。
- ・ 平成 29 年度からは、がん教育が全国展開されましたが、平成 32 年度以降に小学校から順次行われる全面実施に向けて、県教育委員会において教員向け研修会の開催やモデル授業を実施するなど、準備を行っています。
- ・ 県教育委員会は、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及びいのちの大切さについて指導者としての理解を深めるため、教職員等を対象としたがん教育指導者研修講座を行っています。

【課題】

- ・ 県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校におけるがん教育実施の必要性及び重要性について、教員を含めた県民に対する周知が必要です。
- ・ がんの専門家やがん患者団体等との連携を進めるとともに、外部講師のリストや活用マニュアルの作成を進める必要があります。
- ・ がん教育の実施にあたり、小学校、中学校、高等学校と各学校区分に応じた教材の作成が必要です。

【施策】

◇ 県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校での教員によるがん教育の授業実施

県教育委員会は、県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校における、教員によるがん教育の授業実施の推進を図ります。

◇ 外部講師を活用したがん教育の授業実施

県教育委員会は、「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」（平成28年4月、文部科学省）に基づき、県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校における、外部講師を活用したがん教育の授業を実施します。

県は、県教育委員会からの求めに応じて、外部講師の紹介等、授業の円滑な実施のために協力します。

◇ がん教育指導者研修の実施

県教育委員会は、県内の小・中・高・中等教育・義務教育学校の管理職・教職員やがん教育関係者（外部講師を含む）を対象として、がん教育指導者研修講座を開催します。講座では、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及びいのちの大切さについて、指導者としての理解を深め、学校におけるがん教育の進め方に役立つ内容を扱います。

◇ がん教育教材の充実

県は、県教育委員会及びがん教育協議会等と連携しながら、小学校、中学校、高等学校と各学校区分に応じた、効果的ながん教育の実施に必要な教材について内容を検討し、作成します。

◇ (公財) かながわ健康財団による学齢期からのがんに対する理解促進

(公財) かながわ健康財団は、学齢期からのがんに対する理解を促進するため、小学校高学年を対象にした分かりやすいリーフレットを作成し、県内のすべての小学6年生に配布します。

② がんに関する知識の普及啓発

【現状】

- ・ 県は、ホームページをはじめとした様々な媒体により、がんに関する情報を発信し、普及啓発を実施しています。
- ・ また、企業や関係団体、市区町村、NPO法人、がん患者団体等と協働し、県内各地のイベントや講演会等において、がんの予防や早期発見等に係る情報提供を行っています。
- ・ がん診療連携拠点病院等では、がん患者をはじめ県民に対して、市民講座等を通じてがんに関する知識の普及啓発を図っているほか、県立保健福祉大学実践教育センターでは、地域でがん患者やその家族を支える様々な職種に対して、専門的知識及び技術を実践的に伝える教育研修の機会を提供することでがんに関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

【課題】

- ・ 多くの県民にがんに関する正しい知識を普及するため、県ホームページの効果的な活用を図ることが必要です。
- ・ がんに関する正しい知識の普及啓発にあたり、対象に応じてどの情報媒体が最も効果的かを検討して選択する必要があります。
- ・ 様々な職種・立場の県民に対してがんに関する知識の普及啓発を行うためには、様々な関係機関が普及啓発に取り組むとともに、取り扱う分野テーマを各機関で工夫し、拡充していく必要があります。

【施策】

◇ メディアを利用した普及啓発

県は、県ホームページの構成やデザインについて、県民が必要な情報に容易にアクセスできるよう、本計画の構成に合わせて改善を進めます。
また、イベントや講演会等の周知には新聞や広報誌を活用するなど、様々なメディアを介して普及啓発を行います。

◇ その他広告媒体による普及啓発

県は、県ホームページのほか、ツイッターやフェイスブック等を活用

し、若年層等のSNS世代に対する効果的な情報提供を行います。

また、より多くの県民に正しい情報を普及啓発するために、効果的な情報媒体について検討し、新たなツールを活用した普及啓発に取り組みます。

◇ **がん診療連携拠点病院等及び教育機関による普及啓発**

がん診療連携拠点病院等は、院内外の患者や県民を対象にした市民講座等により、がんに関する正しい知識の普及啓発を行います。

県立保健福祉大学実践教育センターが実施する、地域や職場でがん患者を支える様々な職種を対象とした「がん患者支援講座」をはじめ、保健医療に関わる教育機関は、がんに関する研修会等を通じて、がんに関する正しい知識の普及啓発を行います。

このページは白紙です。